

目次	令和五年法律第六十七号 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押 収物に記録された性的な姿態の影像に係る 電磁的記録の消去等に関する法律
第一章 総則（第一条）	第一章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰 （第一条～第七条）	第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰 （第一条～第七条）
第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じ た物を複写した物等の没収（第八条）	第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じ た物を複写した物等の没収（第八条）
第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像 に係る電磁的記録の消去等	第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像 に係る電磁的記録の消去等
第一節 通則（第九条）	第一節 通則（第九条）
第二節 消去等の措置（第十条・第十二条）	第二節 消去等の措置（第十条・第十二条）
第三節 消去等の手続（第十二条～第二十一 条）	第三節 消去等の手續（第十二条～第二十一 条）
第四節 消去等の実施等（第二十二条～第二 十五条）	第四節 消去等の実施等（第二十二条～第二 十五条）
第五節 不服申立て等（第二十六条～第三十 四条）	第五節 不服申立て等（第二十六条～第三十 四条）
第六節 消去等に係る裁判手続の特例（第三 十五条～第三十八条）	第六節 消去等に係る裁判手續の特例（第三 十五条～第三十八条）
第七節 雜則（第三十九条～第四十二条）	第七節 雜則（第三十九条～第四十二条）
第八節 嘲諷（第四十三条～第四十五条）	第八節 嘲諷（第四十三条～第四十五条）
附則	附則
第一章 総則 (性的姿態等撮影)	第一章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰 (性的姿態等)	第二章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰 (性的姿態等)
第三章 性的な姿態を撮影する行為により 生じた物を複写した物等の没収	第三章 性的な姿態を撮影する行為により 生じた物を複写した物等の没収
第四章 押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等	第四章 押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等
第一節 通則	第一節 通則
第二節 消去等の措置	第二節 消去等の措置
第三節 消去等の手續	第三節 消去等の手續
第四節 消去等の実施等	第四節 消去等の実施等
第五節 不服申立て等	第五節 不服申立て等
第六節 消去等に係る裁判手續の特例	第六節 消去等に係る裁判手續の特例
第七節 雜則	第七節 雜則
第八節 嘲諷	第八節 嘲諷
附則	附則
第一章 総則 (性的姿態等撮影)	第一章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰
第二章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰 (性的姿態等)	第二章 性的な姿態を撮影する行為等の 処罰 (性的姿態等)
第三章 性的な姿態を撮影する行為により 生じた物を複写した物等の没収	第三章 性的な姿態を撮影する行為により 生じた物を複写した物等の没収
第四章 押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等	第四章 押収物に記録された性的な姿態の 影像に係る電磁的記録の消去等
第一節 通則	第一節 通則
第二節 消去等の措置	第二節 消去等の措置
第三節 消去等の手續	第三節 消去等の手續
第四節 消去等の実施等	第四節 消去等の実施等
第五節 不服申立て等	第五節 不服申立て等
第六節 消去等に係る裁判手續の特例	第六節 消去等に係る裁判手續の特例
第七節 雜則	第七節 雜則
第八節 嘲諷	第八節 嘲諷
附則	附則

イ 人の性的な部位 (性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいふ。以下二つイともいって同じ。) 又はハボ

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(性的影像記録保管)

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万元以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。
(国外犯)
第七条 第二条から前条までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

第八条 次に掲げる物は、没収することができ

一 第二条第一項又は第六条第一項の罪の犯罪行為により生じた物を複写した物
二 私事性的画像記録の提供等による被害の妨

<p>二 刑法第七百七十六条规定各号に掲げる行為</p> <p>又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為</p> <p>三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乘じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為</p> <p>四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為</p> <p>前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>前二項の規定は、刑法第七百七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。</p> <p>(性的の影像記録提供等)</p>
<p>二 刑法第七百七十六条规定各号に掲げる行為</p> <p>又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的の影像記録に係るもの)を除く。以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為</p> <p>前二項の規定は、刑法第七百七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。</p> <p>(性的の姿態等影像記録)</p>
<p>二 刑法第七百七十六条规定各号に掲げる行為</p> <p>又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的の影像記録に係るもの)を除く。以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為</p> <p>前二項の規定は、刑法第七百七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。</p> <p>(性的の姿態等影像記録)</p>
<p>二 刑法第七百七十六条规定各号に掲げる行為</p> <p>又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乘じて、人の対象性的姿態等の影像送信をする行為</p> <p>四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的の影像記録に係るもの)を除く。以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為</p> <p>前二項の規定は、刑法第七百七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。</p> <p>(性的の姿態等影像記録)</p>

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十九年を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第二条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条及び次条において「刑法施行日」という。)の前日までの間ににおける第一条から第六条までの規定の適用については、これらの規定(第二条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項並びに第六条第二項を除く。)中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における

刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。
